Sony Life

学資金 貸付

2016年7月版

学資保険 無配当

特 長

お子さまの教育資金を計画的に準備できます。

貯蓄性を重視した保険です。お子さまの教育資金を効率的に準備できます。保険期間中に被保険者（お子さま）が死亡された場合にお支払いする死亡給付金額は既払込保険料相当額に抑え、そのぶん学資金のお支払い額を多くしています。

進学学資金と満期学資金をお支払いします。

お子さまが所定の年齢に達したときは進学学資金を、保険期間満了時は満期学資金をお支払いします。

- 17歳満期のⅡ型・18歳満期のⅡ型には、進学学資金はありません。
- 進学学資金はお支払い事由が発生したときから、当社所定の利率*による利息をつけて自動的に据え置き、学資金受取人から請求があったときや、保険契約が消滅したときにお支払いします。

＊当社所定の利率は、当社ホームページにてご確認いただけます。

3つの型よりお選びいただけます。

- **Ⅰ型**：中学～高校～大学など進学時の教育資金の準備に
- **Ⅱ型**：大学など進学時の教育資金の準備に
- **Ⅲ型**：大学など進学後の毎年の教育資金の準備に

出生前でもご加入いただけます。

ご契約者がご両親のいずれかで、責任開始日から出生予定日の前日までが140日以内*の場合、出生前加入特則を付加することにより、お子さまの出生前でもご加入いただけます。

＊Ⅲ型のみ91日以内となります。

進学前に保険料のお払い込みが完了する短期払のプランもございます。

中学進学前などの学費負担の軽い時期に保険料のお払い込みが完了する、短期払のプランもございます。

ご契約者に万一のことがおきた場合も、教育資金を確保できます。

保険期間中にご契約者が次のいずれかに該当した場合は、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

- 死亡されたとき
- 所定の高度障害状態になられたとき
- 不慮の事故により事故日から180日以内に所定の身体障害の状態になられたとき

契約者貸付をご利用いただけます。

解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

学資金・給付金のお支払い事由（詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください）

学資金・給付金	お支払い事由			お支払い額	お受け取りになる人
満期学資金	お子さまが保険期間満了時まで生存していたとき			基準学資金額	学資金受取人
進学学資金	お子さまが次の年齢に達した日の直後の12月1日に生存していたとき			基準学資金額に次の割合を乗じた金額	
	保険期間	型	年齢	割合	
	17歳満期 18歳満期	Ⅰ型	満11歳8ヶ月	30%	
			満14歳8ヶ月	30%	
		Ⅱ型	－	－	
	20歳満期 22歳満期	Ⅰ型	満11歳8ヶ月	30%	
			満14歳8ヶ月	30%	
			満17歳8ヶ月	100%	
		Ⅱ型	満17歳8ヶ月	100%	
	22歳満期	Ⅲ型	満17歳8ヶ月	100%	
			満18歳8ヶ月	100%	
			満19歳8ヶ月	100%	
			満20歳8ヶ月	100%	
死亡給付金	お子さまが保険期間中に死亡したとき			死亡給付金額*	死亡給付金受取人

＊死亡給付金額の計算方法

[月 払 契 約] 死亡給付金額＝(月払保険料)×(保険料の払い込まれるべき回数)

[半年払契約] 死亡給付金額＝(基準学資金額に対応する月払保険料)×{(保険料の払い込まれるべき回数)×6－未経過月数}

[年 払 契 約] 死亡給付金額＝(基準学資金額に対応する月払保険料)×{(保険料の払い込まれるべき回数)×12－未経過月数}

学資保険 無配当

Ⅰ型

特 長

中学～高校～大学など進学時の教育資金を総合的にご準備いただけます。

仕組とご契約例

図はイメージです。

- 契約者：30歳　●被保険者：0歳
- 基準学資金額：100万円　●保険期間：18歳満期
- 保険料払込期間：18歳まで
- 個別扱月払保険料
  契約者／男性：7,210円　契約者／女性：7,190円

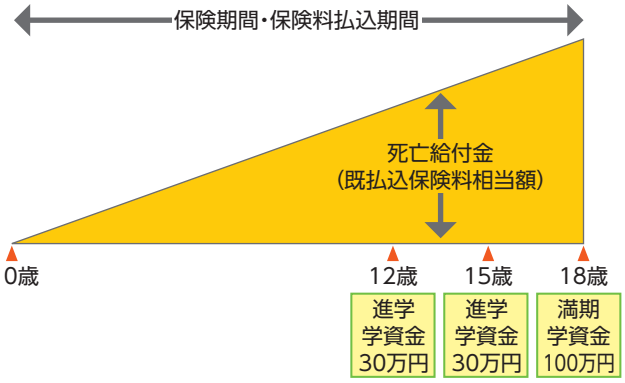

保険料例

個別扱月払・基準学資金額100万円・契約者男性の場合

保険期間18歳満期・保険料払込期間18歳まで

契約者の年齢	お子さまの契約年齢			
	0歳		1歳	
	保険料	返戻率*	保険料	返戻率*
20歳	7,190円	103.0%	7,760円	101.0%
25歳	7,200円	102.8%	7,760円	101.0%
30歳	7,210円	102.7%	7,780円	100.8%
35歳	7,240円	102.3%	7,810円	100.4%
40歳	7,300円	101.4%	－	－

保険期間18歳満期・保険料払込期間10歳まで

契約者の年齢	お子さまの契約年齢			
	0歳		1歳	
	保険料	返戻率*	保険料	返戻率*
20歳	12,370円	107.7%	14,020円	105.6%
25歳	12,370円	107.7%	14,020円	105.6%
30歳	12,380円	107.7%	14,020円	105.6%
35歳	12,400円	107.5%	14,040円	105.5%
40歳	12,440円	107.1%	14,080円	105.2%

*返戻率 ＝（受取学資金累計 ÷ 払込保険料累計）× 100
（小数点第2位以下切り捨て）

Ⅱ型

特 長

大学など進学時の教育資金に重点をおいてご準備いただけます。

仕組とご契約例

図はイメージです。

- 契約者：30歳　●被保険者：0歳
- 基準学資金額：100万円　●保険期間：18歳満期
- 保険料払込期間：18歳まで
- 個別扱月払保険料
  契約者／男性：4,330円　契約者／女性：4,310円

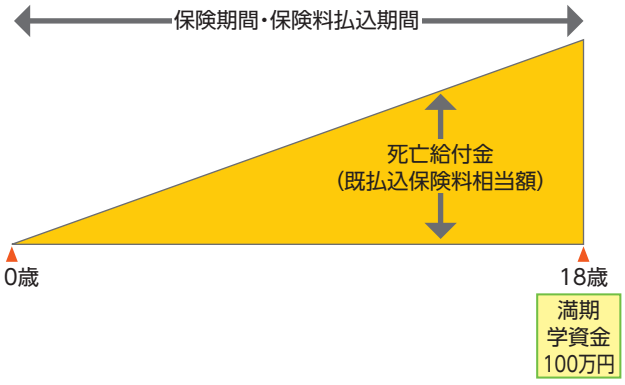

保険料例

個別扱月払・基準学資金額100万円・契約者男性の場合

保険期間18歳満期・保険料払込期間18歳まで

契約者の年齢	お子さまの契約年齢			
	0歳		1歳	
	保険料	返戻率*	保険料	返戻率*
20歳	4,320円	107.1%	4,660円	105.1%
25歳	4,320円	107.1%	4,670円	104.9%
30歳	4,330円	106.9%	4,680円	104.7%
35歳	4,350円	106.4%	4,700円	104.2%
40歳	4,380円	105.6%	4,730円	103.6%

保険期間18歳満期・保険料払込期間10歳まで

契約者の年齢	お子さまの契約年齢			
	0歳		1歳	
	保険料	返戻率*	保険料	返戻率*
20歳	7,430円	112.1%	8,430円	109.8%
25歳	7,430円	112.1%	8,430円	109.8%
30歳	7,440円	112.0%	8,430円	109.8%
35歳	7,450円	111.8%	8,450円	109.5%
40歳	7,470円	111.5%	8,470円	109.3%

*返戻率 ＝（受取学資金累計 ÷ 払込保険料累計）× 100
（小数点第2位以下切り捨て）

Ⅲ型

特 長

大学など進学後の毎年の教育資金をご準備いただけます。

仕組とご契約例

図はイメージです。

- 契約者：30歳　●被保険者：0歳
- 基準学資金額：40万円　●保険期間：22歳満期
- 保険料払込期間：18歳まで
- 個別扱月払保険料
  契約者／男性：8,392円　　契約者／女性：8,360円

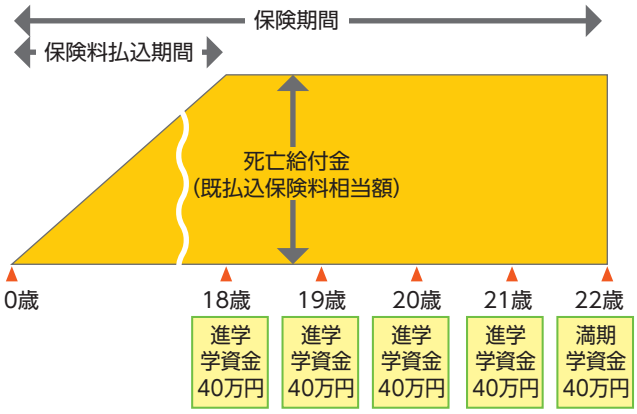

保険料例

個別扱月払・基準学資金額40万円・契約者男性の場合

保険期間22歳満期・保険料払込期間18歳まで

契約者の年齢	お子さまの契約年齢			
	0歳		1歳	
	保険料	返戻率*	保険料	返戻率*
20歳	8,364円	110.7%	9,044円	108.4%
25歳	8,372円	110.5%	9,048円	108.3%
30歳	8,392円	110.3%	9,064円	108.1%
35歳	8,428円	109.8%	9,100円	107.7%
40歳	8,496円	108.9%	9,168円	106.9%

保険期間22歳満期・保険料払込期間17歳まで

契約者の年齢	お子さまの契約年齢			
	0歳		1歳	
	保険料	返戻率*	保険料	返戻率*
20歳	8,808円	111.3%	9,552円	109.0%
25歳	8,812円	111.2%	9,556円	109.0%
30歳	8,832円	111.0%	9,572円	108.8%
35歳	8,868円	110.5%	9,608円	108.4%
40歳	8,932円	109.7%	9,672円	107.6%

保険期間22歳満期・保険料払込期間10歳まで

契約者の年齢	お子さまの契約年齢			
	0歳		1歳	
	保険料	返戻率*	保険料	返戻率*
20歳	14,356円	116.0%	16,284円	113.7%
25歳	14,356円	116.0%	16,284円	113.7%
30歳	14,368円	115.9%	16,292円	113.6%
35歳	14,392円	115.8%	16,316円	113.4%
40歳	14,436円	115.4%	16,360円	113.1%

*返戻率 ＝（受取学資金累計 ÷ 払込保険料累計）× 100
（小数点第2位以下切り捨て）

ご契約に際して

以下は主契約についてのご説明です。特約についての詳細は、下記担当者までお問い合わせください。

保険期間・保険料払込期間と契約年齢の範囲

保険期間	型	保険料払込期間	お子さまの契約年齢
17歳満期	Ⅰ型	10歳まで	0歳～3歳
		15歳まで	0歳～1歳
		17歳まで	0歳～1歳
	Ⅱ型	10歳まで	0歳～5歳
		15歳まで	0歳～3歳
		17歳まで	0歳～2歳
18歳満期	Ⅰ型	10歳まで	0歳～3歳
		15歳まで	0歳～1歳
		18歳まで	0歳～1歳
	Ⅱ型	10歳まで	0歳～5歳
		15歳まで	0歳～3歳
		18歳まで	0歳～2歳
20歳満期	Ⅰ型	10歳まで	0歳～5歳
		15歳まで	0歳～3歳
		17歳まで	0歳～2歳
		18歳まで	0歳～2歳
		20歳まで	0歳～1歳
	Ⅱ型	10歳まで	0歳～5歳
		15歳まで	0歳～6歳
		17歳まで	0歳～4歳
		18歳まで	0歳～4歳
		20歳まで	0歳～3歳
22歳満期	Ⅰ型	10歳まで	0歳～5歳
		15歳まで	0歳～3歳
		17歳まで	0歳～2歳
		18歳まで	0歳～2歳
		22歳まで	0歳～1歳
	Ⅱ型	10歳まで	0歳～5歳
		15歳まで	0歳～7歳
		17歳まで	0歳～6歳
		18歳まで	0歳～5歳
		22歳まで	0歳～3歳
	Ⅲ型	10歳まで	0歳～5歳
		15歳まで	0歳～8歳
		17歳まで	0歳～7歳
		18歳まで	0歳～6歳

- 保険期間・保険料払込期間に記載の年齢は、お子さまの年齢を指します。
- 契約者の契約年齢の下限は、男性18歳、女性16歳です。なお、上限はお子さまの年齢によって異なります。

保険料払込方法

◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

保険料の自動振替貸付

◆保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えします。

- あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

払済学資保険への変更

◆以後の保険料のお払い込みを中止して、保険料払込済の払済学資保険に変更できます。

◆変更後の基準学資金額は、変更時の当社所定の金額をもとに新たに定め、変更前と比べて少なくなります。

◆死亡給付金額は、変更時の死亡給付金額と同額となります。

付加できる特約

5年ごと利差配当付年金支払特約

- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書（契約概要）」、「重要事項説明書（注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、クーリング・オフ（お申し込みの撤回）、告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、**重要事項説明書（契約概要）**は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、**重要事項説明書（注意喚起情報）**は契約内容などにおいてご注意いただきたい情報を記載したものです。お申し込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は**ソニー生命の保険種類のご案内**に記載されているこども保険です。**ソニー生命の保険種類のご案内**は当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもございますのでご覧ください。

生命保険募集人について

当社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者（生命保険募集人）の身分・権限などに関しまして確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

ご本人確認について

保険契約申込時、契約内容変更時、保険金・給付金請求時などの手続の際に、ご契約者または被保険者などに、運転免許証やパスポートなどの本人を確定し得る書類の提示を求めて、本人であることを確認させていただくことがあります。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ　http://www.sonylife.co.jp

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担　当　者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。

登録No.SL-SP12-298　2016年7月作成

OA62-03　2016.06 KP